

第3節

手話に関する施策の推進に関する法律の公布・施行

デフリンピックを間近に控えた2025年6月に議員立法により「手話施策推進法」が、国会において全会一致で成立し、同月に公布・施行された。本節では、制定の経緯や法律の概要、関連する施策について紹介する。

1. 手話施策推進法成立の経緯

手話については、その使用が禁じられた時代もありながらも、ろう者によって長く受け継がれてきた。「障害者の権利に関する条約」では、「言語」として位置付けられ、2011年の障害者基本法の改正の際にも「言語」として明記された。その後、我が国では、「障害者差別解消法」による合理的配慮の義務化が行われ、同法に基づく「基本方針」で、手話も合理的配慮の例として示されるに至った。

2013年に鳥取県において全国で初めて手話言語条例が制定され、これを契機として、各地方公共団体においても条例の制定が進んだ。これらの動きを受け、手話を学び、手話で学び、手話を使用できる社会を念頭に、手話に係る立法の制定が求められ、超党派の議員連盟において、障害当事者団体や有識者、関係者も交えた議論が行われ、法案提出に至った。

2. 手話施策推進法の概要

「手話施策推進法」では、手話は言語であり、手話を使う人にとって、生活を営む上で重要な意思疎通の手段であることが規定され、基本的施策を定めている。

(1) 基本理念等

「手話施策推進法」においては、①手話の習得・使用に関する環境の整備、②手話文化の保存・継承・発展、③国民の理解と関心の増進を3つの基本理念として定め、これらに即した施策を国や地方公共団体が総合的に実施するよう求めている。

目的規定では、手話は「これを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段」としており、盲ろう者が使用するコミュニケーション方法である触手話や接近手話など、幅広く使われている手話も対象としている。また、主に手話を使用するろう者などの聴覚障害者だけではなく、その家族なども含む広い概念として「手話を使用する者」という文言を使用している。また、手話の習得への支援については「手話を必要とする者」として、例えば、言語未獲得のこどもやその保護者、音声の日本語の習得後に聞こえなくなった方など手話を未習得の人も対象としている。

(2) 基本的施策の概要

基本的施策については、第6条以降に規定されている。

まず、手話の習得に係る支援については、こどもや保護者に対する手話の習得の支援として、

○手話に関する情報の提供・相談・助言等

○手話を必要とするこどもの希望に沿った、乳幼児期における手話の学習機会の提供や、学校等の授業等における手話の学習機会の提供等、手話習得の支援

○保護者・家族が手話を学習できる機会の提供や手話に関する相談・助言等の施策を講ずることとされている。

また、音声言語の習得後に意思疎通が困難となり手話を必要とする中途失聴者・難聴者等が手話を習得できるよう、手話に関する情報の提供・助言、手話の学習機会の提供等、必要な施策を講ずることとされた。

次に、手話を使用することもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育が受けられるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳、手話に関する必要な支援を行う者などの適切な配置や、手話を使用した教材の提供等の施策を講ずることとされている。また、手話で教えることのできる教員の養成のため、大学や教員養成機関による取組の促進、教員に対する研修や、学校生活において手話を自由に使用できる環境の整備に関する施策についても規定しており、その他、初等中等教育だけではなく、大学等における配慮も規定されている。

手話を使って暮らすための支援の施策については、手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう施策を講ずることとしている。また、職場においても手話を使用する方が適切かつ円滑に手話を使用できる職場環境の整備のための取組の促進や、災害時の情報保障等に関しても施策を講ずることとされている。これらを支える手話通訳等についても、人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保等を規定している。

このほか、国及び地方公共団体は、

- ・手話文化の保存・継承・発展に必要な施策（第12条）
- ・国民の手話への理解・関心を深めるための施策や学校教育における手話への理解・関心を深めるための施策（第13条）

を講ずることとされており、特に、手話の普及啓発のための日として、手話の日（9月23日）を設け、その趣旨にふさわしい行事を実施することが求められた。

さらに、国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術等の先端的な技術を活用した機器等の開発も取り組むべきとされている。

これらの施策の実施に当たっては、障害者基本計画や都道府県・市町村の障害者計画の策定・変更の場合に、法の趣旨を踏まえた内容とすることとしている。

内閣府においては、こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省と連名で「手話施策推進法」の公布日に、施行通知を発出した。また、障害者政策委員会において法の施行について報告を行っている。政府では、今後、聴覚障害のある方など手話を使用する方の意見を聴く機会を設け、障害者政策委員会等において次期障害者基本計画の検討を行っていく。

3. 手話施策推進法に係る施策

(1) 手話を必要とするこどもや保護者のための取組

聴覚障害児の支援は、乳児からの適切な支援が必要であることから、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報提供や支援を実施している。具体的には、関係機関が連携して支援ニーズの把握・共有や支援の検討を進めるほか、家族支援や保育所・幼稚園等に向けた巡回支援を通じて、手話の習得支援等に取り組んでいる。

また、国は、都道府県が「障害児福祉計画」を策定するに当たっては、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づいて難聴児の早期発見・早期療育を総合的

に推進するための計画を策定することを求めており、難聴児支援のための体制整備を促している。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、重度の聴覚障害のあるこども等に対して、意思疎通の専門人材を配置して支援を評価する加算（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）を新設する等している。

(2) 手話を使用して学べる環境の整備

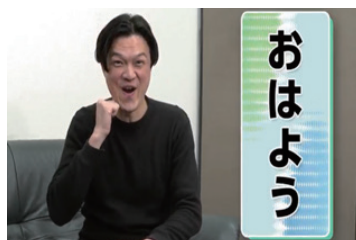
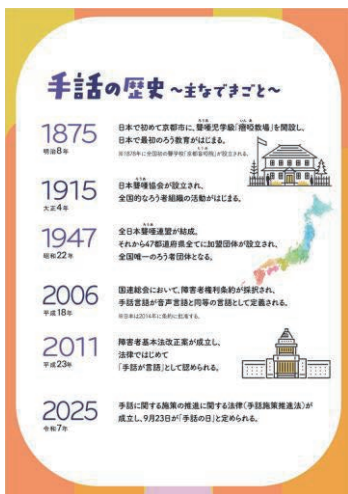
文部科学省では、難聴児を含む特別な支援を必要とするこどもへの就学前から学齢期等の切れ目ない支援体制を構築するため、地方公共団体等の体制整備の経費や手話通訳士を含む外部専門家の配置の経費の一部の補助等を実施している。

また、教育委員会や特別支援学校等の参考となるよう、全国の聴覚障害特別支援学校が独自に作成している手話付きの学習教材の情報収集、整理等を実施している。

さらに、大学等における聴覚障害の情報保障を推進するため、地域の手話通訳派遣機関との連携事例等を大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等で周知を行っている。

(3) 手話を使用できる環境の整備

手話を使用できる環境の整備に向けては、社会全体で手話を使用することのできる環境が広がることが重要である。内閣府においては、「障害者差別解消法」の周知により、手話を含む合理的配慮について情報提供を行ってきた。「手話施策推進法」の成立を受け、2025年度においては、手話に関するオンラインシンポジウムの開催、普及啓発のための動画などの作成・公表、「手話施策推進法」や手話の理解を深めるためのパネルの作成・掲載等を行った。



左：手話の理解を深めるためのパネル

写真（左上、右上、左下）：小学校中・高学年及び中学生を対象とした学習教材

資料：内閣府

また、文部科学省では、2025年度において、聴覚障害のない児童生徒等が聴覚障害や手話に関する理解を深めることのできる動画コンテンツの開発を行っている。

手話を使用する者の日常生活及び社会生活を送る上で必要な、コミュニケーションを支える手話通訳の派遣については、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、都道府県及び市町村の必須事業として実施されている。

職場での合理的配慮を推進するための施策としては、聴覚障害のある被用者とのコミュニケーションが適切に行われるよう、障害者雇用納付金を財源に、雇用管理に必要な手話通訳や要約筆記等の担当者の配置等を行う事業主に対して助成が行われている。聴覚障害のある被用者の雇用

から1年以内であれば、配置の場合は配置1人につき月15万円まで、委嘱の場合は年最大150万円まで、費用の4分の3が最長10年間助成される。2024年度における手話通訳・要約筆記等助成金の利用は52件であった。

(4) 災害発生時の情報提供

内閣府においては、災害発生時の情報伝達について、地方公共団体に対して、取組方針やガイドラインを通じて取組を促している。

まず、災害時に、多様な情報伝達手段等を活用して、避難行動要支援者や要配慮者に確実に情報を伝達できるようにするため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や「避難情報に関するガイドライン」において、情報伝達手段の一例として手話や手話放送を記載している。

また、避難所等の情報伝達については、障害児者等には情報が伝達されにくいことから、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難者の状態に応じた伝達の方法を工夫することを求めており、聴覚障害児者に対する例示として、手話通訳、遠隔手話サービス等による方法を挙げている。

(5) 手話通訳者の養成

手話を使用して生活するには、手話通訳の確保が重要となる。都道府県における手話通訳者養成事業においては、2024年3月31日現在、手話通訳者として10,080人が登録されている。手話通訳者の養成は、養成カリキュラムを基本に実施されることとしており、全国的に一定レベルの手話通訳者の養成が可能になっている。本カリキュラムについては、言語としての手話の認知やICTの活用も含めた状況の変化を踏まえ、2023年度に改定がなされている。

都道府県での養成に加え、厚生労働大臣が認定する公的な資格である手話通訳士については、これまで、4,258名（2025年3月14日現在）の有資格登録者がいる。また、国においても、国立障害者リハビリテーションセンター学院において手話通訳士の養成に取り組んでいる。さらに、一定の基準を満たす手話通訳スキル習得を目指す講座を教育訓練給付金の対象講座として指定している。

手話奉仕員も手話を使用する者のコミュニケーションを支援する重要な役割を担っている。市町村において養成が行われており、手話通訳者と同様に養成カリキュラムの見直しが行われた。

このほか、盲ろう者向け通訳・介助員については、養成を都道府県が担い、派遣は都道府県及び市町村において実施されている。

一方、手話通訳者を含む意思疎通支援従事者については、高齢化に伴う人材不足への対応が重要な課題となっている。このため、主に若年層を対象として、手話への関心を高め、手話通訳者等の分野への参入促進を図ることを目的とした情報発信を厚生労働省が行っている。



意思疎通支援従事者の確保事業 写真：厚生労働省



国立障害者リハビリテーションセンター学院における手話通訳士の養成の様子
写真：厚生労働省

(6) 手話による情報発信

政府においては、手話施策推進法の施行前より、総理大臣官邸で行われる内閣総理大臣及び内閣官房長官の記者会見、国土交通省における緊急時の記者会見において手話通訳の配置を行っている。また、同法の施行を受け、内閣府においては、障害者施策を所管する内閣府特命担当大臣の定例会見について、2025年9月の会見の動画配信から、手話通訳の動画を付けてウェブサイトに掲載している。



高市早苗内閣総理大臣の記者会見の様子

出典：首相官邸ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/104/actions/202601/19kaiken.html>)



黄川田内閣府特命担当大臣の定例会見の様子
写真：内閣府